三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第一条、第二条、第四条第一項、第六条第二項第四号から第六号まで、第十九条の六の三第一号、第二十二条の二及び別表

四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条の三

五　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号及び第三項第四号の二

六　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十四条の二第一項第二号

七　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号

八　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第三号

九　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二条第一項第四号及び第二項第二号

十　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十条第二項

十一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二十六条の二第一号

十二　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三

十三　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項第二号

十四　子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第三号

十五　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

十六　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第二号

十七　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号ハ及び第七号ロ

十八　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）別表第一及び別表第二

十九　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項

二十　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条及び第四十一条第一項

二十一　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第三号

二十二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第百一条第一項、第百四条第二項及び第百八条第一項

二十三　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項

二十四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十八条第一項第二号、第三項第三号及び第五項第二号

二十五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第九条第二項及び第十九条

二十六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）別表第一の八十四の項並びに別表第二の十五の項、二十六の項、五十八の項、八十八の項及び百九の項から百十一の項まで

二十七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定及び同法別表第五第十号の次に九号を加える改正規定

第十二条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一　労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

二　生活保護法第八十四条の三

三　国家公務員災害補償法第十四条の二第一項第二号

四　国民健康保険法第百十六条の二第一項第三号

五　地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第二号

六　子どものための手当の支給に関する法律第三条第三項第三号

七　高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第二号

八　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第三号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十三条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

第二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十四条　国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号ハ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十五条　社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、共同生活介護」を削る。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（平成二十六年改正前障害者総合支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条第十項に規定する共同生活介護を行う事業に係るものに限る。）は、平成二十六年改正後障害者総合支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた平成二十六年改正後障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十七条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、激甚災害」を「、激甚災害」に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第十二号中「激甚災害」を「激甚災害」に、「堆積した」を「堆積した」に、「附随して行なう」を「付随して行う」に改め、同項第十三号中「激甚災害」を「激甚災害」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十四号中「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

第十八条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

一　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一及び別表第二

二　地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二